

通学道路につきましてですが、これはもう本当にありがとうございます。

それから、第五の投票所の分割に対する要望でございますが、何度も訴えていますとおり、市民有権者の政治に参加できる唯一の場所であります。特にこの投票所はただいまの説明によりますと、本年九月の提示登録者数が遂に六千名を突破した。加えて比較的新しい有権者がふえている。この区域内のともすれば不安定な不案内な有権者に参加しやすいような方法で、しかも地理的に便宜を図っていただきたく、来年度施行の国政選挙に向けて何とか間に合うように再度要望いたします。

なお行政委員会であります選挙管理委員会の選挙に対する啓蒙活動並びに棄権防止活動につきましては、関係者の日ごろの努力に深く敬意を表したいと存じますが、より一層の効果が上がりますよう、特に投票率の向上あるいは選挙民に対する政治意識の高揚等、選挙管理委員会並びに明るい選挙を推進する会の特段の御協力をお願いいたします。一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（村尾栄次君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（村尾栄次君） 日程第二議案第四十五号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第四十五号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本条例は、昭和六十三年三月三十一日付をもって、地方税法の一部改正する法律が公布されましたことに伴い、福生市税賦課徴収条例についても所要事項の改正を行う必要が生じたので、御提案申し上げる次第でございます。

今回の改正の概要は、現下の土地問題に対処し、土地の供給及び有効利用の促進を図るため、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の税率の軽減並びに居住用財産を譲渡した場合の課税上の特例措置の創設等が主たるものでございます。

それでは条文の内容について御説明申し上げます。

まず三十五条の二でございますが、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者は、市民税の申告書は提出しなくてもよいことになっていますが、社会保険料控除を初め、各種所得控除を受けようとする者は、ほかに所得がなくても申告の提出を要する旨の規定の整備を図ったものでございます。

次に附則第十九条の二は、有力優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、現行税率は課税長期譲渡所得金額が四千万円以下の場合には百分の四、四千万円を超える部分については百分の五の二段階になっておりましたが、今回の改正により、一律百分の四に軽減され、他の長期譲渡と分離して課税する方法に改めようとするものでございます。

次に附則第十九条の三は、条文の整備でございます。

次の附則第十九条の四は、新たに創設された条文でございます。居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について規定しようとするものでございます。内容といたしましては、所有期間が十年を超える居住用家屋及びその敷地を譲渡した場合には、一定の居住用財産に係る買い替えの特例の適用を受ける者を除き、課税長期譲渡所得金額が四千万円以下の場合には百分の二・七を、四千万円を超える場合は、その超える部分について百分の三・四を、一般の長期譲渡所得より軽減される税率により分離課税をする制度でございます。

なお、現行の買い替え交換の特例制度は昭和六十三年四月一日以降の譲渡分から原則廃止となりますが、父母または祖父母から相続または委譲を受けた者で、三十年以上居住の用に供した土地、家屋については、従来どおり買い替え交換の特例制度が存続することになっております。

以上が改正の内容でございます。

附則といたしまして、第一条は、本条例施行日と各改正規定の施行日について規定し、第二条は、新条例の適用に当たっての経過規定をそれぞれ規定したものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

○これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十五号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十五号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 日程第三議案第四十六号福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 石川和夫君登壇)

○福祉部長(石川和夫君) 御指名をいただきましたので、議案第四十六号福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

児童育成手当は東京都の制度で、片親の状態または父あるいは母が重度の障害の状態のある義務教育終了前の児童、または二十歳未満の障害を有する方に、市の条例に基づきまして手当を支給いたしておるものでございます。今回、児童福祉の向上の一環といたしまして、東京都の条例が改正されたことに伴いまして額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表第二中、育成手当の月額「九、〇〇〇円」を「九、五〇〇円」に、障害手当の月額「一一、〇〇〇円」を「一、五〇〇円」に改めようとするものでございます。

附則におきまして、本条例の施行期日は、昭和六十三年十月一日から施行いたしました。経過措置といたしまして、改正後の福生市児童育成手当条例の規定は、昭和六十三年十月分の手当から適用いたしました。同年九月以前の月分の手当は、なお従前の例によるというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十六号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 続いて日程第四議案第四十七号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 石川和夫君登壇)

○福祉部長(石川和夫君) 御指名をいただきましたので、議案第四十七号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

今回、新たに武蔵野台地区に児童遊園を設置することに伴いまして、本条例を改正しようとするものでございます。当児童遊園は宅地開発指導要綱に基づきまして総合地所株式会社から寄附されたもので、面積が三百十三・九平方メ

目録で、木製の遊具、砂場、ベンチ等が併設されております。内容につきまして御説明申し上げます。

名称は「武蔵野台第四児童遊園」で、所在地は「福生市武蔵野台一丁目二七番地一六」と定めようとするものでございます。

附則におきまして、昭和六十三年十月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十七号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十七号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第五議案第四十八号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第四十八号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この手当は東京都の制度で、六十五歳以上の人で、六カ月以上寝たきり等の状態にある方に、市の条例に基づきまして支給しております。今回、老人福祉向上の一環といたしまして、東京都の条例が改正されたことに伴いまして額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第三条中、七十歳以上の方に支給する手当、月額「三万七千円」を「三万九千円」に、六十五歳以上七十歳未満の方で所得基準以下の方に支給する手当、月額「三万一千五百円」を「三万三千円」に、また六十五歳以上七十歳未満で所得基準を超える方及び東京都の重度心身障害福祉手当を受給している方に対しましては、月額「二万一千円」を「二万二千元」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、昭和六十三年十月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の老人福祉手当条例の規定は、昭和六十三年十月分の手当から適用し、同年九月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十八号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十八号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第六議案第四十九号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第四十九号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この手当は東京都の制度で、身体障害二級以上の方、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方、あるいは精神薄弱中程度以上の方に対し、市の条例に基づきまして手当を支給しておるものでございます。今回、重度心身障害者の福祉の向上の一環といたしまして、東京都の条例が改正されたことに伴いまして、額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第三条中、月額「一万一千円」を「一万一千五百円」に改めようとするものでございます。

附則におきまして、施行期日は、昭和六十三年十月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の重度心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和六十三年十月分の手当から適用し、同年九月以前の月分の手当は、なお従前の例によるというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十九号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第七議案第五十号福生市基本構想審議会条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第五十号福生市基本構想審議会条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

御承知のとおり、福生市は昭和五十一年に議会の議決をいただきまして「活力ある市民のまち——福生」を都市像とする福生市基本構想が策定されました。この構想に沿い基本計画さらに修正基本計画により施策を進めているところでございますが、おかげさまで、市議会を初め市民の皆様の御理解と御協力をいただきまして、計画はほぼ達成されてまいりました。福生市にとって、昭和六十五年は市制二十周年になりますし、それから十年後は二十一世紀を迎えるという意義ある年に当たります。また高齢化、情報化、国際化等の急速な進展、市民意識の多様化など、最近の社会経済環境の著しい変化に見られるように、時代は大きく動いています。

このような状況の中で、福生市は、昭和六十五年からこれらのまちづくりの方向及びそのための施策を明らかにする新たな総合計画によって、二十一世紀に向かうまちづくりを進めていくことが要請されていると言えます。このために、福生市が目指す二十一世紀に向けたまちづくりの将来図と、これを達成するために必要とする施策の大綱などを審議していただく市民や民間有識者などで構成する審議会を設置していただく本条例の提案を申し上げた次第でございます。

それでは、条例の内容につきまして説明申し上げます。

まず第一条の設置規定でございますが、地方自治法に基づく基本構想を策定するための審議会を設置しようとするものでございます。

第二条につきましては、審議会の所掌事項等を定めたものでございます。

第三条は、審議会の組織を定めたもので、委員は二十人以内で組織すること、選出区分は市議会議員さん、市民の代表の方、知識経験者、市の職員で構成するものでございます。なお、市民の代表の方及び知識経験者については、問題分野別に年齢階層、男女比等を考慮しながら委嘱させていただきたいと考えております。

第四条は、委員の任期について定めたものであります。

第五条は、審議会の会長及び副会長に関する規定でございます。第二項につきましては、会長の選出方法、第三項は、会長の職務、第四項は、会長の職務代理を定めた規定でございます。

第六条は、会議を定めた規定でございます。会議の招集及び会議の議長は、会長が行う旨規定したものでございます。また第二項及び第三項につきましては、会議の定足数及び議決権を定めた規定でございます。

第七条は、審議会の庶務は、企画財政部企画財政課で行う旨の規定でございます。

第八条は、委任事項でございます。この条例に定めがない事項につきましては、別に市長が定めることができる規定でございます。

それから、最後の附則でございますが、第一項は、施行期日を定めたもので、公布の日から施行いたす規定でございます。また第二項につきましては、本条例第六条の会議の招集について特例を規定したもので、最初に開催されます審議会だけは市長が招集し、会長が互選されるまでの間、会議の議長になる規定でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。説明いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第八議案第四十四号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第四十四号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正内容を説明申し上げます。

まず提案の理由でございますが、ただいま御提案を申し上げました議案第五十号と関連いたしまして、今回、新たに設置される福生市基本構想審議会の委員の報酬を、別表記載のとおり差し加えるため、条例の一部を改めようとするものでございます。

改正内容といたしましては、委員の報酬を他の類似の委員と同様に、日額「七、〇〇〇円」と定めようとするものでございます。

○なお附則におきまして、この条例は、公布の日から施行する旨規定したものでございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございましたけれども、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十四号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十四号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第九議案第五十一号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第五十一号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第二号）につきまして、提案理由と内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入におきましては税等の調定増と昭和六十二年一般会計決算による繰越金、それと繰入金の減額、歳出において基本構想審議会と新たに始まる事業の経費並びに過年度の国庫補助金の精算や事業変化等に伴うもの及び今後の財政需要に対応するため、都市施設整備基金に積み立てること等が主なものでございます。

それでは、予算書に基づきまして内容の説明をさせていただきます。

一ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第一条におきまして、既決予算額に歳入歳出それぞれ六億二千九百四十九万三千円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額を、それぞれ百三十九億一千四百八十九万三千円と定めようとするものでございます。

二ページをお開きいただきたいと思います。第一表の歳入歳出予算補正でございますが、まず歳入について御説明申し上げます。

市税におきまして一億七千三百万円の追加でございますが、これは市民税個人分一億七千万円と固定資産税三千三百四十万円の調定増によるものと、都市計画税の税率変更による三千四十万円の減額との相殺額でございます。

次に、分担金及び負担金の百三十二万八千円の追加は、精神薄弱者施設措置対象者の増によるものでございます。

次に、国庫支出金の六百四十五万六千円の減は、精神薄弱者施設援護措置費の四百四十二万六千円の増と、第五小学校増築事業の取りやめによる補助金一千八十八万二千円の減との相殺額でございます。

次に、都支出金の八百六十三万九千円の追加は、児童育成手当の単価アップによる百二十一万二千円の増と、新たに決定したひまわり共同作業所運営費七百四十二万七千円でございます。

次に、寄附金の一億三千四百四十万三千円の追加は、宅地開発指導要綱に基づく寄附金三件分でございます。

次に、繰入金の三億二千八百九十九万三千円の減は、今回の補正において財源確保が可能となりましたので、基金からの繰り入れを取りやめた減でございます。

次に、繰越金の六億四千五百四十九万八千円の追加は、六十二年決算による繰越金でございます。

次に、諸収入五百七十四万四千円の追加は、福祉関連事業の過年度収入三百九十七万四千円と、コミュニティ事業助成金の百十万円でございます。

以上、歳入補正総額六億二千九百四十九万三千円を追加し、歳入予算総額百三十九億一千四百八十九万三千円と定めようとするものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費の五百六十二万二千円の追加は、一般管理費において一部事務組合の統合による組みかえと、九十万五千円の組合負担金の減、広報費において市長への手紙印刷代九万二千円、会計管理費において、用品調達基金への繰出金四万三千円、それに企画渉外費において、基本構想審議会経費及び総合計画策定に伴う経費五百四十四万五千円と、諸費において福東会館の擁壁工事費九十四万七千円の相殺額でございます。

次に、民生費の社会福祉費におきまして二百七十四万五千円の追加は、心身障害者対策事業費並びに老人対策事業費の六十二年国都負担金精算返還金三百六十九万八千円、心身障害者家庭の申請の増による扶助費九百四十三万六千円、ひまわり共同作業所運営費補助金七百四十二万七千円、それと福祉会館の備品購入費百十八万四千円の合計

額でございます。

次に、児童福祉費におきまして七百四十五万七千円の追加は、児童福祉費と母子福祉費の国都負担金の六十二年度精算返還金六百二十四万五千元、それと児童育成手当の単価アップに伴う百二十一万二千円の合計額でございます。

次に、生活保護費の四千四百四十四万四千円の追加は、扶助費の六十二年度国都負担金及び補助金の精算返還金でございます。

次に、衛生費の保健衛生費におきまして六十六万円の追加は、保健事業費の六十二年度の国庫負担金の精算返還金でございます。

次に、商工費の商工費におきまして百二十四万九千円の追加は、栄通り商業会装飾灯修繕工事に対する補助金でございます。

次に、土木費の道路橋りょう費におきまして四千三百八万九千円の追加は、私道整備事業の申請に基づき、今後予想される整備費一千四百万円と、市道改良事業の工事請負費二千六百万円の追加、さらに仮称本六公園前の用地買収費三百八万九千円の合計額でございます。

都市計画費におきまして六百四十万円の追加は、西口駅前広場の花壇管理委託料八十万円、武蔵野台及び武蔵野台東公園の絶縁不良に伴う照明灯の改良工事費三百六十万円、福生公園雨水排水改良工事費二百万円の合計額でございます。

次に、消防費の消防費におきまして七十六万三千円の減は、非常備消防費で一部事務組合の統合に伴う組みかえと負担金の増三万七千円、災害対策費におきまして、都営住宅関係で地域防災倉庫の設置が一カ所、来年度以降に延期されたことによる八十万円の減との相殺額でございます。

次に、教育費の教育総務費におきまして一億三千四百四十万三千円の追加は、学校施設整備基金への積立金でございます。これによりまして、基金総額は七億二千五百四十一万三千円と相なる次第でございます。

小学校費の三千七百九十八万九千円の減は、児童数の減少により第五小学校の増築工事を取りやめたことによる事業費の減でございます。

次に、諸支出金の基金費におきまして四億円の追加は、都市施設整備基金への積立金でございます。これによって基金総額は四十四億七千七百四十五万円となります。

次に、予備費でございますが、六百十七万六千円の追加は、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出の補正総額六億二千九百四十九万三千円を追加し、歳出予算総額百三十九億一千四百八十九万三千円と相なる次第でございます。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。まして、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 総務委員会でも聞けるからとは思ったんですが、一つは、広報の市長への手紙なんですが、別にいいとか、悪いとかはともかく、これは初めての試みですかね。市制を施行してから初めての試みかどうか。前にあったふうな気もするんですが、その辺どうなんでしょうか。どういう方法でやるのか、ちょっと教えてください。それからあと、私道整備で一千四百万円ばかり補正しますけれども、これは何本分ぐらいあるんですか、要望が強いと思うんですけども、その辺だけ……。

○建設部長（森田 進君） 土木費に関連いたしました私道整備の千四百万円の御質問でございますが、私道整備でございます。推計で数字をはじくわけでございますけれども、一応七件分を見込みまして、一件二百万円と見まして千四百万円を計上させていただきました。

現在のところは三千万円当初予算に計上してあるわけでございますが、執行済みがそのうち千五百万円、あと受け付け済みであるとか、あるいは申請準備、そういうもので、今ある予算についてはほとんど消化中と、そういう状況でございます。

○企画財政部長（内田和雄君） 市長への手紙の関係でございますが、時期がわかりませんが、前にもあったことがあるようにございます。それから、どんな方法で行うかということですが、各地域会館、市の施設にパンフレットとかがきを一体化して印刷しておきまして、それを市長あてに投函してもらうというふうなことでやっていきたいという

ものがございます。以上です。

○十一番（松山 清君） 私も前にあったような記憶があるのでお聞きしたんです。だから、今はいいですけども、総務委員会まで結構ですが、いつやったか、そのときは多少やり方も違うんだと思いますが、市長への手紙だから当然手紙は返ってくるわけですね。返ってきた、もちろん実績、お調べになればわかると思うんですが、どういう項目で強い要望があったのかですね。それから、それらについてお手紙もらって、その御返事を出すかどうかはそれはまたいろいろなことがあるでしょうけれども、いわゆる施策をかなえてやる、そういう行政に生かせるものは生かしていくということになると思うんですが、そういうものは取り入れられているか、わかると思うんですが、その辺のことについて、ちょっと過去の実績ですね、言ってみれば。それをわかれば総務委員会ですと聞きするつもりですので、今のうちに聞いておかないと準備できないと思いましたので、お聞きしました。よろしく願います。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十一号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託したいと思いが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十一号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 二時十分まで休憩いたします。

午後一時五十七分 休憩

午後二時十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十議案第五十二号昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光朗君登壇）

○市民部長（小野光朗君） 御指名をいただきまして、議案第五十二号昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして御説明申し上げます。

まず、三九ページの総則について御説明申し上げます。第一条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千六百八万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十億五千九百六十六万七千円と定めようとするものがございます。

四一ページをお開きください。第一表の歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。

歳入でございますが、国庫支出金の国庫負担金におきまして九百七十四万四千円の増額補正をさせていただこうとするものがございます。これは、昨年度の療養給付費等負担金の精算の結果による追加交付分でございます。

次に、繰越金におきまして五千六百三十七万六千円の増額をお願いしようとするものがございます。なお、繰り越しにつきましては前回の補正予算第一号におきまして一千二百万円を繰り越させていただいておりますので、前年度繰越金は六千八百三十七万七千円と相なるものがございます。

以上、今回の歳入は六千六百八万円増額いたしましたして、歳入合計二十億五千九百六十六万七千円と相なるものがございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金、償還金及び還付金におきまして四百四十一万三千円の増額でございます。

これは退職被保険者等に対する療養給付費交付金の精算の結果による返還金でございます。

予備費におきまして六千六百六十七万七千円を増額し、今回の歳出は六千六百八万円を増額いたしましたして、歳出合計二十億五千九百六十六万七千円と相なるものがございます。

以上、大変複雑な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

○これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十二号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 続いて日程第十一議案第五十三号昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第五十三号昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)につきまして御説明を申し上げます。

まず、五五ページを開きをいただきます。総則でございますが、第一条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二百七十九万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二十二億三千六百八十四万五千円と定めようとするものでございます。

次に、五七ページを開きをいただきたいと思ひます。第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。歳入でございますが、繰越金でございます。二百七十九万四千円の追加補正で、これは昨年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、予備費で二百七十九万四千円の追加補正をしようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十三号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 日程第十二議案第五十四号昭和六十三年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第五十四号昭和六十三年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は、水道事務所内のアスベスト除去工事の増額に伴う工事請負費を補正しようとするものでございます。それでは、六九ページを開きをいただきます。総則でございますが、第一条で、歳入歳出それぞれ一千五十七万円を追加補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六億九千七百三十七万円に定めようとするものでございます。

次に、七一ページを開きをいただきたいと思います。まず歳入は、東京都からの受託水道事業収入一千五十七万円を追加いたしまして、歳入合計六億九千七百三十七万円にいたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、受託水道事業費のうち工事請負費に一千五十七万円の増額補正でありまして、これは昭和六十三年当初予算におきまして、第三浄水場のアスベスト除去の一部として百六十万円の予算が計上されておりましたが、それでは浄水場内全体の除去等には至らないので、東京都において年次計画を早めてもらうよう要望いたしました結果、三カ所分、面積にいたしまして約三百九十二平方メートルの除去費用といたしまして一千五十七万円の追加増額が認められたわけでございます。なお、残りしました二カ所分三十二平方メートルにつきましても、計画を早めるよう東京都に要望しておる次第でございます。

したがいまして、歳出合計六億九千七百三十七万円に改めようとするものでございます。

以上でございますが、慎重に御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げて、説明といたします。

○議長（村尾米次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾米次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十四号は、建設委員会に付託いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾米次君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾米次君） 日程第十三陳情第六十三―十九号環境破壊につながる高層マンション建設反対の陳情書を議題と

いたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾米次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十三―十九号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員会に付託いたします。

○議長（村尾米次君） 日程第十四陳情第六十三―十号「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情書を議題いたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾米次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十三―十号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾米次君） 日程第十五陳情第六十三―十一号消費税（新型間接税）の導入に反対する陳情書を議題いたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾米次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十三―十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾米次君） 日程第十六陳情第六十三―十二号義務教育国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情書を議題いたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。